

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA県B市所在のC病院（以下「事業場」という。）に雇用され、同月〇日から介護職員として勤務していた。

請求人の主張によると、平成〇年〇月下旬に両膝に違和感を覚え、同年〇月末頃に両腕の前腕部に動作時の違和感・痛み、同年〇月〇日夜には両下肢の痛み・両膝下の浮腫と変色が生じた。同月〇日には上肢動作時の違和感・可動域制限、下肢の筋肉痛が生じたため、D医院に受診し「両前膊～手腱鞘炎、外傷性膝関節症、腓骨外骨腫の疑い」と診断された。同月〇日に請求人はE病院に転医し「両膝関節痛、両側股関節痛」と診断され、同年〇月末日まで療養した。

請求人は、上記の傷病（以下「本件傷病」という。）は、過重な業務に従事したことにより発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、請求期間を経過しているとして平成〇年〇月〇日付けでこれを却下したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

そこで、当審査会は、審査官の却下決定の当否について審査したところ、平成

○年○月○日に請求人から労働局にファクシミリにより送付された文書中に「この書面で、労災請求及び労働保険審査請求をします。」との記述が認められることから、当該文書は請求期間内に提出された審査請求書に該当すると判断し、本件再審査請求を適法なものと認め、本案の審理をするものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであると主張しているので、以下、検討する。

ア 「両前膊～手腱鞘炎」については、請求人の実際の就労期間が平成○年○月○日から同年○月○日までの約2か月半であり、また、作業は常に指導者のサポートを受けながら2人1組で行われ、週40時間を超える時間外労働時間数が、就労最終日(平成○年○月○日)以前1か月目は16時間48分、同2か月目は15時間43分、同3か月目は7時間7分であり、過重な業務に従事したとも認められないことから、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」(平成9年2月3日付け基発第65号)に照らすと、当該傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

イ 「外傷性膝関節症、両膝関節痛」については、F医師が「両膝関節に明らかな骨傷なし。明らかな変形性関節症も認めない。」旨を述べ、また、I医師も「レントゲン上において変形性の変化がないこと及び現在の職に就いてから3か月程度の経過で変形性関節症になることは考えにくい」旨を述べてい

ることや、上記アの請求人の就労状況を併せて考えると、当該傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

ウ 「両側股関節痛」については、F医師が「両股関節、両膝関節に明らかな骨傷なし。」と述べ、G医師も「両股関節の適合性が悪い。特に左側の球外部における大転子部が痩せている。」「労災と思われる要因はないと考える。」旨を述べていることや、上記アの請求人の就労状況を併せて考えると、当該傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

エ 「腓骨外骨腫の疑い」については、F医師が「外骨腫は労働との関連を考えにくい。」と述べ、また、H医師も「おできのようなものなので、これは過重労働などでできるものではないので、仕事とは関係ない。」旨を述べていることから、当該傷病は業務上の事由によるものとは認められない。

(2) なお、請求人は、証拠資料の提出が間に合わないことを主な理由として審査期間を延長してもらいたい旨主張しているが、当審査会の判断に困難を来すような資料不足とは認められず、これ以上の検討は必要ないものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものであるとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。